

令和 7 年 2 月 2 5 日
会 計 室

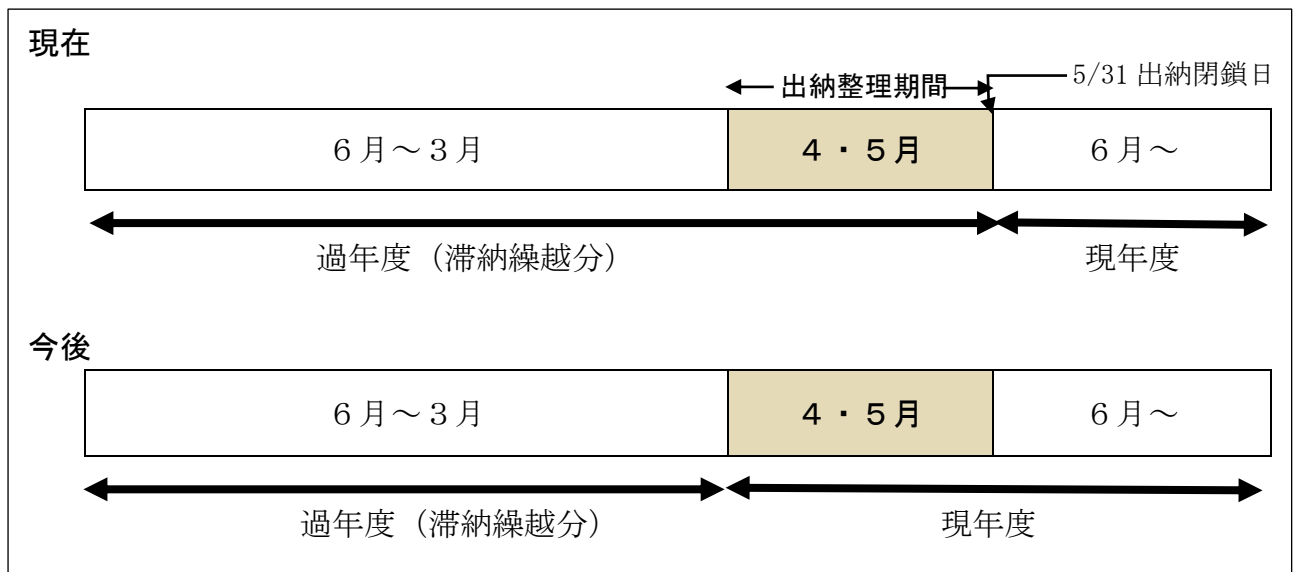
自治体情報システムの標準化に伴う滞納繰越分の会計年度所属区分について

1 主旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、住民記録、地方税、福祉など、自治体の基本的な事務を処理する基幹業務システムについて、国の定める標準仕様書に基づき、国が用意するガバメントクラウド等に構築する「標準準拠システム」に移行することとしており、本年 1 月より特別区民税などが標準準拠システムに移行したところである。

標準化に向けた検討の中で、滞納繰越分（本来収入されるべき年度に収入されず翌年度に繰り越された未収入金）については、出納整理期間（4 月 1 日から 5 月 31 日）の収入の会計年度所属区分をこれまで、過年度収入として扱っていたが、標準準拠システムでは、現年度収入とする仕様になることから、今後、標準準拠システムの移行にあわせ、滞納繰越分の出納整理期間における収入の会計年度所属区分を変更することとしたので報告する。

2 変更点



3 基本的な考え方

- 標準準拠システム移行時期も異なることから、移行時期にあわせ、滞納繰越分の出納整理期間における収入の会計年度所属区分を変更する。
- 令和 7 年 1 月から標準準拠システムへと移行が行われた特別区民税及び軽自動車税、介護保険システムについては、令和 6 年度決算の調製分から出納整理期間における滞納繰越分に係る会計年度所属区分を現年度へと変更する。
- 国民健康保険料や後期高齢者医療システムなどその他の会計に係る標準準拠システムの移行については、特定移行支援システムのため、所管部と情報共有をしながら、調整を行う。

○区の財務会計システムについて、リプレイスを行う時期で滞納繰越分の会計年度所属区分を変更することし、令和10年度に完了することを目標として取組みを進めていく。

4 今後の予定

令和7年6月～	特別区民税及び軽自動車税、介護保険料の滞納繰越分における出納整理期間中の収入について、変更後の会計年度所属区分において令和6年度決算を調製
令和11年度	令和10年度決算で、すべての会計、事業の滞納繰越分における出納整理期間中の収入について、変更後の会計年度所属区分で決算を調製

※その他の会計に係る標準準拠システムについては、特定移行支援システムのため、所管部と情報共有し、移行に合わせ、順次、変更後の会計年度所属区分で決算の調製を行っていく。